

2017
11
November



CLIENT



H29.11.05 No.314

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

・年末調整に関するご質問

P1

税務トピックス

・年末調整に関する改正 (iDeCo について)

P2

明日へのヒント

・平成 27 年 国民医療費の概況

P5・6

相続トピックス

・贈与税のかからない贈与

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

・確定申告不要のふるさと納税の特例制度について

P7

税務トピックス

・税務調査のポイント (2)

P4



医院では年末調整に関する資料を従業員の皆様から集める時期となります。この時期、各医院から年末調整に関して、ご質問の多い事項をご紹介します。問い合わせがありましたら、ご活用ください。

Question 1

結婚して「姓」が変わったとき、転居して「住所」が変わったとき、「〇扶（マルフ）」を再提出する必要はありますか？

Answer 1

再提出の必要があります。ただし、**個人番号（マイナンバー）**は記載しないでください。

平成 29 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

| | | | | | | |
|---------|---------------|---------------|--------|-------|-----|------|
| 所轄税務署長等 | 給与の支払者の名称（氏名） | (フリガナ) あなたの氏名 | 生年月日 | 年 月 日 | 配偶者 | 扶養 |
| 勤務先 | 勤務先住所 | あなたの個人番号 | 勤務先の氏名 | | 有・無 | 扶養控除 |
| 市区町村長 | 勤務先住所 | | | | | |

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

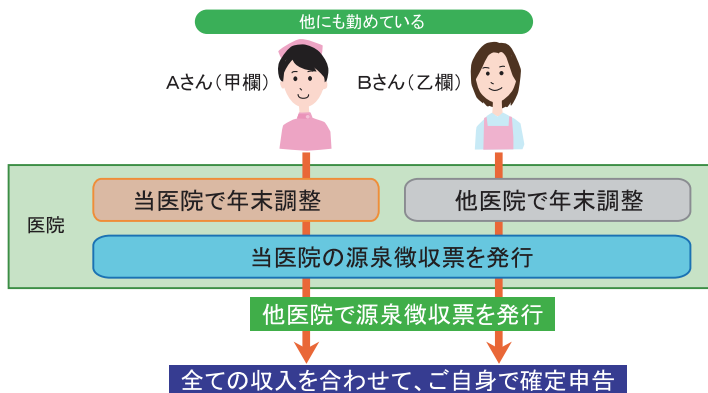
再提出の場合、**マイナンバー**は書かないでください！

Question 2

2カ所で勤務している従業員がいます。この場合、年末調整はどうなりますか？

Answer 2

源泉徴収票の区別が「甲欄」か「乙欄」(※)かで、対応が異なります。詳細は、下図をご覧ください。なお、2カ所以上で勤務している従業員の方は、ご自身で確定申告を行う必要があります。



※「甲欄」、「乙欄」とは、一般的には、最も勤務時間が長く、かつ、給与の金額も大きい職場が「甲欄」で、そうではない職場が「乙欄」となります。

Question 3

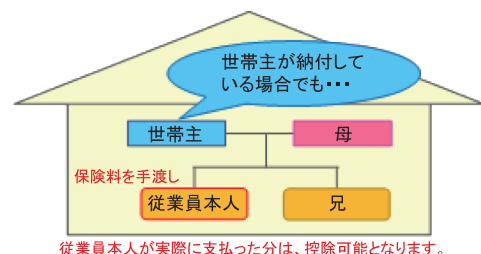
従業員が国民健康保険に加入していますが、保険料を父親が支払っています。この場合、従業員の計算では社会保険料は控除できないのでしょうか？

Answer 3

社会保険料控除は、**実際に支払った方で控除します**ので、今回のケースですと**従業員の方は控除できません**。

国民健康保険の納付書は世帯主宛てに届きますが、右図のケースのように、実際は従業員が自身の保険料を支払っている場合（世帯主に保険料を手渡している等）は、納付書の宛名が世帯主でも支払った分は社会保険料の控除が可能です。

ご不明点がありましたら、担当までお問い合わせください。



iDeCo（個人型確定拠出年金）とは、個人で掛金を積み立てるとともに、積み立てた資産を自分で資産運用できる年金のことです。2017年1月より、iDeCoを利用できる人の対象が主婦や公務員などにも広がりました。クライアント5月号にてiDeCoの特徴をご紹介しましたが、今回は、年末調整に向けた内容をお伝えします。（国民年金に加入の方は、クライアント5月号をご覧ください）

■ iDeCoの概要

◇いくらまで掛けられるの？

厚生年金のみに加入の従業員様の場合、最大月額23,000円まで掛けることが可能です。

◇何をすればいいの？

(1) 加入時

従業員は加入にあたり、金融機関を選び、加入者申出書を記載します。この際に「事業主証明書」の提出が必要となりますので、医院に依頼しましょう。また掛金を5,000円から23,000円の間で1,000円単位で決めます。

(2) 年末調整時

毎年、証明書が発行されるので、年末調整の際に医院に提出します。

※10月以降に加入された場合、初回の証明書の発行が1月以降になる場合があります。年末調整に間に合わない場合、従業員自身で確定申告してください。

※また、医院で一括で掛金をお支払の際は、証明書はありません。

◇どれくらいの節税効果があるの(所得税の場合)？

年収350万円（社会保険料を約45万程お支払）の方が月額23,000円のiDeCoに加入された場合、約13,800円程所得税が減額されます。

■ 医院にしてください

医院には、下記のご協力が義務付けられています。

(1) 「事業主証明書」の発行

加入希望の従業員から提出された用紙に医院の署名及び押印、事業者への加入状況の確認欄に記載をいただき、従業員へお返しください。

(2) 個人型年金の掛金の源泉控除及び納付

掛金を給与天引で支払を行う際は、毎月26日までに納付が必要となります。

(3) 年末調整

年末調整時に「小規模企業共済等掛金払込証明書」を提出するよう従業員に指導してください。

(4) 年1回、現況届（毎年6月頃）

各運営管理機関より医院宛に年金制度の加入状況等に変更がないかの確認が届きますので、返信ください。

(5) 変更があった際の届出（医院名称の変更等）

医院の名称や所在地に変更があった場合や加入従業員が退職された場合などに、届出の提出が必要となります。

ご不明な点がございましたら、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

贈与税というのは、誰かから何らかの財産を譲り受けたとき、受け取った人が納めなければいけない税金です。しかし、贈与された財産の性質や目的によっては、贈与税がかからない場合もあります。今回は、贈与税がかからないものについてみてみましょう。

■ 生活費や教育費に充てるための贈与

子どもや孫が父母、祖父母から生活費の援助を受けることは珍しくはありません。扶養義務者*間において生活費又は教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち「通常必要と認められるもの」については、贈与税の対象となりません。先生のご両親にお子様の歯科大の授業料を負担していただくことも認められます。高額ですが必要額をその都度支払ってもらうのであれば大丈夫です。

扶養義務者

- ①配偶者
- ②直系血族及び兄弟姉妹
- ③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族
- ④三親等内の親族で生計を一にする者

※三親等とは伯叔父母、甥姪等が該当します

但し数年分まとめてもらった現金を、預金したり株の購入にあてたりすることは認められません。結婚式や家具什器等の費用も同じです。通常必要というのが一体いくらなのか難しいところですが、常識的な範囲とお考えいただければ大丈夫です。個別の判断が必要であれば、担当へ連絡ください。

まとまった金額の贈与を受けたい場合には、様々な特例があります。その一つをご紹介します。

■ 夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合には暦年贈与（基礎控除110万円）のほかに、最高2,000万円まで贈与税がかかりません。

例えば、20年以上生活をともにした夫婦の間で、居住用不動産を取得するために夫の現金を配偶者に移すことは、生前の相続対策としても効果的です。



この他にも教育資金の一括贈与、結婚・子育て資金の一括贈与等いろいろな贈与税の非課税制度がありますが、特例を適用するには確定申告が必要となります。ご検討される場合には事前にご相談下さい。

相続のバイブル

「相続のバイブル」は、円満で幸せな相続を願う皆さまの相続や遺言に関する「わかりにくい」を解決し、相続や遺言に対して興味関心、理解を深めるための一助となることを願い開設いたしました。

詳細は、Web サイトをご確認ください！

相続のバイブル

GO

<https://souzokubible.com/>

贈与税に関するご質問は、担当までお問合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

前月号では、税務調査の基礎知識についてお伝えしました。今月号では、税務調査で指摘が多い項目について、ポイントをお伝えします。

■ 現金・預金

現金・預金は、税務調査で必ず確認される重要ポイントです。現金と預金勘定との整合性がとれていることで、記帳全体の正確さを印象付けることができます。普段から、現金出納帳が正しく記帳され、現金残高と一致しているか、確認をするようにしましょう。



■ アポイント帳と売上の関係

患者さんとの約束日時を記入しておくアポイント帳。キャンセルや延期等があった場合には、二重線を引くなど分かるようにしておくことが大切です。税務調査において、アポイント帳では予約があるのに、売上がないなど指摘を受ける恐れがあります。

■ 歯科技工指示書と売上の対応関係

歯科技工所に技工物を発注する場合には、歯科技工指示書が必要になります。税務調査では、歯科技工指示書を確認して、売上が計上されているかの確認が行われることもあります。普段から適切に管理することが大切です。

■ 金属くずの処理と売上の関係

歯科医院で患者の歯の詰め物に使われる金属くずは、売却するのが普通でしょう。その売上代金について、適切に計上されているかどうか、税務調査では調べられることが多くなっています。詰め物一つひとつに使われる金属の量はわずかですが、注意するようにしましょう。

■ 減価償却資産

大きな設備投資や土地建物などの購入が行われた場合は、購入の理由や購入資金、利益の全体的なバランスなどが調査されることもあります。契約書や証拠となる書類は物件、設備ごとに管理・整理しておくことが必要です。また、経費計上した資産のうち、減価償却資産として計上すべきでないプライベートなものが混入していないかも確認しましょう。

■ 事業と家事費の按分

自宅を兼ねた医院の場合、事業と家事費の按分が必要となります。車両費、通信費、水道光熱費、借入利息、損害保険料について確認しましょう。

次回も引き続き、税務調査で指摘されやすいポイントについて解説します。

税務調査に関するご質問は、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

平成27年 国民医療費の概況

厚生労働省が平成29年9月13日に発表した「平成27年 国民医療費」によると、歯科診療医療費は前年度比1.4%増の2兆8,294億円となりました。これは、同統計が歯科診療医療費を把握し始めた昭和37年度以降、最高を記録したことになります。一方、医療費総額に占める歯科の割合は6.7%と0.1%減少して、過去最低の割合となりました。

(1) 国民医療費とは？

「国民医療費」は、当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計したものです。この費用には、内科診療や歯科診療にかかる診療費、薬局調剤医療費、入院時食事・生活医療費、訪問看護医療費等が含まれています。

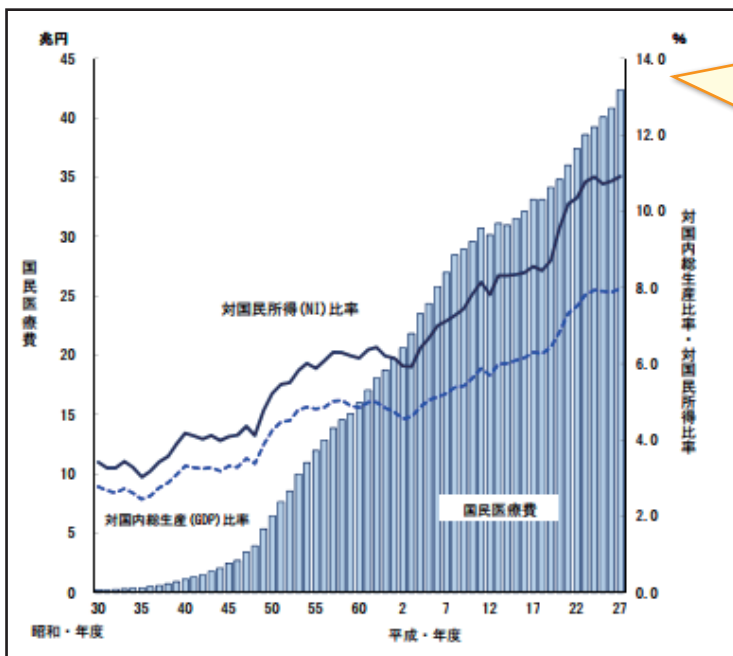
推計方法の概要としては、国民医療費は、医療保険制度等による給付、後期高齢者医療制度や公費負担医療制度による給付、これに伴う患者の一部負担等によって支払われた医療費を合算したものとなります。

(2) 国民医療費の状況

平成27年度の国民医療費は42兆3,644億円、前年度の40兆8,071億円に比べ1兆5,573億円、3.8%の増加となっています。人口一人当たりの国民医療費は33万3,300円、前年度の32万1,100円に比べ1万2,200円の増加となっています。

また、国民医療費の国内総生産(GDP)に対する比率は7.96%（前年度7.88%）、国民所得(NI)に対する比率は10.91%（同 10.79%）となっています。

◇国民医療費の年次推移



引用:厚生労働省 平成27年度国民医療費より

平成27年度の医療費は、42.3兆円です。

10年前の国民医療費は、33.1兆円ですので、この10年間で、およそ10兆円も増えたこととなります。

高齢化の進行とともに、高額な「最新治療」も、医療費を押し上げている要因とみられています。

(3) 診療種類別国民医療費

◇歯科診療医療費は2兆8,294億円（過去最高をマーク）

診療種類別にみると、医科診療医療費は30兆461億円（構成割合70.9%）、そのうち入院医療費は15兆5,752億円（同36.8%）、入院外医療費は14兆4,709億円（同34.2%）となっています。また、歯科診療医療費は2兆8,294億円（同6.7%）となっていて、前年から1.4%増加しています。

◇医療費に占める割合は6.7%（過去最低の割合）

前年度増減率をみると、医科診療医療費は2.7%の増加、薬局調剤医療費は9.6%の増加となっています。歯科診療医療費は、前年から1.4%増加したものの、医療費に占める割合は、6.7%と過去最低の割合となっています。

◇診療種類別国民医療費

| 診療種類 | 平成27年度 | | 平成26年度 | | 対前年度 | |
|--------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|
| | 国民医療費 (億円) | 構成割合 (%) | 国民医療費 (億円) | 構成割合 (%) | 増減額 (億円) | 増減割合 (%) |
| 総数 | 423,644 | 100.0 | 408,071 | 100.0 | 15,573 | 3.8 |
| ■医科診療医療費 | 300,461 | 70.9 | 292,506 | 71.7 | 7,955 | 2.7 |
| ◇入院医療費 | 155,752 | 36.8 | 152,641 | 37.4 | 3,111 | 2.0 |
| 病院 | 151,772 | 35.8 | 148,483 | 36.4 | 3,289 | 2.2 |
| 一般診療所 | 3,980 | 0.9 | 4,158 | 1.0 | △ 178 | △ 4.3 |
| ◇入院外医療費 | 144,709 | 34.2 | 139,865 | 34.3 | 4,844 | 3.5 |
| 病院 | 60,088 | 14.2 | 56,956 | 14.0 | 3,132 | 5.5 |
| 一般診療所 | 84,622 | 20.0 | 82,909 | 20.3 | 1,713 | 2.1 |
| ■歯科診療医療費 | 28,294 | 6.7 | 27,900 | 6.8 | 394 | 1.4 |
| ■薬局調剤医療費 | 79,831 | 18.8 | 72,846 | 17.9 | 6,985 | 9.6 |
| ■入院時食事・生活医療費 | 8,014 | 1.9 | 8,021 | 2.0 | △ 7 | △ 0.1 |
| ■訪問看護医療費 | 1,485 | 0.4 | 1,256 | 0.3 | 229 | 18.2 |
| ■療養費等 | 5,558 | 1.3 | 5,543 | 1.4 | 15 | 0.3 |

引用:厚生労働省 平成27年度国民医療費を基に弊社で作成

医療に占める歯科の割合は低下したものの、歯科医療費そのものは増加しています。今後も、予防歯科や訪問歯科、自費診療を強化するなど、患者さんのニーズの掘り起しに努めましょう。

(4) 年齢階級、性別 歯科診療医療費

◇年齢階級、性別 歯科診療医療費

| | 男 | | | 女 | | |
|--------|---------------------|-------------|--------------------------|---------------------|-------------|--------------------------|
| | 歯科診療 医療費 (億円) | 構成割合 (%) | 人口一人当たり 歯科医療費 (千円) | 歯科診療 医療費 (億円) | 構成割合 (%) | 人口一人当たり 歯科医療費 (千円) |
| 0~14歳 | 1,165 | 9.0 | 14.3 | 1,098 | 7.2 | 14.1 |
| 15~44歳 | 3,193 | 24.6 | 14.1 | 3,847 | 25.1 | 17.1 |
| 45~64歳 | 3,716 | 28.6 | 22.6 | 4,213 | 27.5 | 25.5 |
| 65歳以上 | 4,900 | 37.8 | 33.4 | 6,164 | 40.2 | 32.1 |

引用:厚生労働省 平成27年度国民医療費を基に弊社で作成

歯科診療医療費を年齢階級、性別に分けて示しています。65歳以上の方が約4割を占めており、一人当たりの歯科医療費も多くなっています。口内環境にも加齢変化は起こりますが、定期的なメンテナンスを通して、常に自分の歯に関心をもってもらうことが予防につながると考えられます。

記事に関するご質問は、お気軽にお問合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

Question

昨年に続きふるさと納税をしています。確定申告をしなくてもよい制度があると聞きました。どのようにすればよいのでしょうか。

Answer

ふるさと納税を利用するには、原則として確定申告をする必要があります。しかし、寄附先である地方団体に領収書等、一定の書類を提出することで、確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

個人開業している先生は、確定申告が必要ですので特例制度を使うことはできませんが、専従者給与の支給を受けているご家族は特例制度を使うことができます。

総務省が公表した「平成29年度ふるさと納税に関する現況調査について」によると、平成28年度の受入額は2,844億円、受入件数は1,271万件という結果になっています。この特例制度を利用した件数は、平成28年度では257万件と、5分の1を占めているという結果が出ています。

■特例制度が利用できるケースと出来ないケース

| | 利用できるケース | 利用できないケース |
|---|---|---|
| 1 | もともと確定申告する必要がない給与所得者だけの方。 (年末調整だけで済む方) | 事業や2ヵ所給与等による申告、医療費控除や住宅ローン控除等を適用するために確定申告をする方。 |
| 2 | 1年間の寄附先が5団体以内に申請をした方。 ※1つの団体に複数回寄付をしても1カウントとなります。 | 1年間の寄付先が6団体以上に申請をした方。 |
| 3 | 申込みの度に各地方団体へ申請書、マイナンバー、個人番号確認の書類、本人確認の書類を郵送された方。 ※2017年分の申請用紙の郵送は2018年1月10日必着です。 | 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市区町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない方。 |

特例制度が適用されない方が、ふるさと納税にかかる寄附金控除を受けるためには、確定申告する必要があります。特例制度を利用するつもりで地方団体に提出した領収書等がある場合、領収書は返却されませんので、再発行が必要になります。必ず担当までご相談ください。

※確定申告をすると、ワンストップ特例制度の申請は自動的に無効となりますので、確定申告をされる際は、特例制度の有無にかかわらず領収書等の添付が必要となります。

ご不明な点がございましたら、担当までお問合せください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問合わせ先は ☎03-3224-2873

日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
電話：03-3224-2870 FAX：03-3224-2877

CLIENT 314号

■発行日：2017年11月5日
■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
■URL：<https://ca-medical.jp>
■お問合わせ先：電話 03-3224-2873

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A